



未使用の島根県収入証紙の

島根県

代金を還付します

- ・使用しなかった購入済の収入証紙を返還し還付請求をしていただくと、額面金額の合計金額をご指定の口座に還付します。
- ・**還付請求期限は令和13年3月31日（必着）**です。
- ・国の「収入印紙」とお間違いのないようご注意ください。

①準備

【還付請求の対象となる収入証紙】次の要件を全て満たす収入証紙について還付請求できます。

1. 未使用であるもの
2. 著しい汚れやき損がないもの

【還付請求に必要なもの】

1. 現金還付請求書
 - ・様式は県のホームページからダウンロードいただくか、下記のお問合せ先にご連絡ください。
 - ・記載方法は裏面をご確認ください。
2. 収入証紙（現物）
 - ・収入証紙は証紙貼付台紙（県のホームページや下記のお問合せ先で入手できます。）に貼り付けてください。
 - ・既にほかの申請書等に貼付している収入証紙は、無理にはがさずそのまま添付してください。
3. 振り込みを行う口座の金融機関及び店名、預金種別、口座番号、口座名義人名（カナ）を確認することができるもの
 - ・通帳の該当部分やキャッシュカードの写し等を添付してください。郵送で送付いただいた場合、これらの書類をお返しすることはありませんのでご了承ください。

②提出

【提出方法】郵送または持参

- ・記載内容、収入証紙の枚数などに間違いがないことを十分確認のうえ提出してください。
- ・郵送料は請求者のご負担になります。
- ・郵送中の紛失等の事故につきましては、本県では責任を負いかねます。（金券ですので、簡易書留や書留での送付を推奨します。）
- ・郵送の場合は封筒に「還付請求書在中」と朱書きしてください。

【提出先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎1階）

出納局審査指導課 証紙制度調整スタッフ あて *持参する場合は平日9:00~17:00

③還付

現金還付請求書を県で受付後1ヶ月程度で、ご記入いただいた請求者名義の口座に振り込みます。

- ・現金の交付は行いません。
- ・請求者以外の名義の口座に振り込むことはできません。
- ・指定口座への振込時に連絡は行いませんので、通帳記帳等によりご確認ください。

還付請求書などのダウンロードなどはこちらから
県ホームページ「収入証紙廃止に伴う還付請求手続き
について」の『購入済収入証紙の還付請求手続き』



お問い合わせ 島根県出納局審査指導課

☎0852-22-6325

✉shinsa-kanrinya@pref.shimane.lg.jp

記入例

送付又は提出する日を記入してください。

令和8年 4月 15日

島根県知事 様

- ・振込先口座の名義と同じ方のお名前を記入してください。
- ・法人の場合は法人名・代表者職・氏名を記入してください。
 ○○株式会社 代表取締役 島根 太郎
- ・日中連絡可能な電話番号を記入してください。
- ・押印は不要です。

住所（所在地） **松江市殿町1番地**
 氏名（名称） **島根 太郎**
 （代表者職・氏名）
 電話番号 **000-0000-0000**

還付請求書

島根県収入証紙条例を廃止する条例附則第4項の規定により、下記のとおり島根県収入証紙を返還して現金の還付を請求します。

記

1 返還する証紙

種類	数量（枚）	額面金額合計（円）	種類	数量（枚）	額面金額合計（円）
10,000円	1	10,000	50円		
5,000円	2	10,000	10円		
3,000円			6円		
1,000円	3	3,000	5円		
500円			3円		
300円			1円		
100円	5	500	計	11	23,500

返還する証紙の種類ごとに枚数及び額面金額合計を記入してください。

それぞれ合計を記入してください。

2 還付請求金額 金 23,500円

- ・上表の額面金額合計の計欄の金額を記入してください。
- ・還付請求金額は訂正できません。

3 振込先

金融機関名	○○銀行										
店名	○○支店										
預金種別	普通	・	当座	口座番号	0	1	2	3	4	5	6
	(該当する種別に○印を記入してください。)										
フリガナ	シマネ タロウ										
口座名義人	島根 太郎										

- ・振込先は氏名（名称）欄に記入した方名義の口座を記入してください。
- ・口座情報を確認できるもの（通帳、キャッシュカードの写し等）を添付してください。